

資料

国立大学法人の重要な財産の譲渡について

国立大学法人の重要な財産の譲渡に関する認可については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている(準用通則法第48条第2項)。

このたび山形大学から認可の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会に御意見をお伺いするものである。

申請の内容については以下のとおり。

大学名	山形大学	
譲渡に係る財産の内容及び評価額	区分	土地(水路予定地)
	名称	工学部
	所在地	山形県米沢市城南四丁目3—16
	数量	土地 168.31㎡
	評価額	土地 1,683,100円(H25.7.25現在)
譲渡の条件	米沢市の土地(水路)と同面積の土地(水路予定地)を等価交換	
譲渡の方法	交換	
国立大学法人の業務運営に支障がない旨及びその理由	<p>工学部敷地内に「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」による「フロンティア有機イノベーションセンター」を建設することが決定したが、建設予定地には米沢市所有の水路があり、水路維持管理上の支障による流路形状変更の必要が生じたため、水路と同面積の工学部内の土地(水路予定地)を等価交換するものである。</p> <p>交換予定の土地(水路予定地)は、現在建物周辺通路として利用しているが、水路予定地は通路下に暗渠として整備するため通路としての利用に支障はなく、教育研究の実施においても、国立大学法人山形大学の業務運営上支障がない。</p>	